

Title	井上茂子・木畑和子・芝健介・永岑三千輝・矢野久著 1939 ドイツ第三帝国と第二次世界大戦
Sub Title	S. Inoue, K. Kibata, K. Shiba, M. Nagamine, H. Yano, 1939 Das Dritte Reich und der Zweite Weltkrieg.
Author	田村, 栄子
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1990
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.82, No.4 (1990. 1) ,p.931(263)- 937(269)
JaLC DOI	10.14991/001.19900101-0263
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19900101-0263">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19900101-0263</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

書 評

井上茂子・木畑和子・芝 健介・  
永岑三千輝・矢野 久著

『1939 ドイツ第三帝国と  
第二次世界大戦』

（同文館出版，1989.9刊，viii+312頁，3,200円）

（一）

本書は、「戦後に生まれ、戦後民主主義教育  
下で成長し、高度成長の渦中、日本の社会のか  
かえる問題性をまのあたりにして、自覚的に学  
問研究に入っていった」5名の研究者が、7年  
にわたる「ナチズム研究会」における共同の成  
果を一書にまとめられたものである。執筆者諸  
氏の共通認識は、「究極的には、ファシズム論  
ないしナチズム論の理論的構築への手がかりを  
提供すること」をめざして、「ドイツ第三帝国  
と第二次世界大戦の関連性」を問うことにある。  
以上のような「はじめに」で始まる本書は、か  
なりポレーミッシュなものであり、研究会にお  
いてはときに激論を闘わせられたそうであるが、  
編纂に際しては「最終的には各人の立場を尊重  
して」、個別論文の集積というスタイルがとら  
れている。

次のような章立て（本文）のもとに5名が執  
筆されている（（ ）内は執筆者名）。

序 章 ドイツ《第三帝国》史研究の現在

- 1 第三帝国の国家秩序・権力構造をめぐって（芝健介）
- 2 政治と経済、国家と経済（永岑三千輝）
- 3 労働と社会（矢野久）

第1章 国家保安本部の成立——1939年（芝健介）

第2章 第三帝国とドイツ労働戦線(DAF)——  
DAF法案をめぐる党・国家・DAFの相

互関係についての一考察（井上茂子）

第3章 第三帝国のフランス占領とドイツ経済  
界（永岑三千輝）

第4章 外国人労働者の強制連行・強制労働—  
—1941/42年を中心に（矢野久）

第5章 第二次世界大戦下のドイツにおける  
「安楽死」問題（木畑和子）

内容を紹介するに先立ち、この研究書の第三  
帝国史研究における位置についてごく簡単に触  
れておこう。<sup>(\*)</sup>

(\*) 本書については、すでに1989年8月24・25日の  
ドイツ現代史学会第12回大会において、山口定  
氏の司会のもとに合評会がもたれた（コメンテ  
ーター 栗原優氏・後藤俊明氏・筆者）。その  
内容について述べる余裕はないが、本稿は、当  
日の諸氏の発言を参考にさせていただきつつ、  
筆者の発言に補充を加えたものである。

周知のように、ドイツ現代史の泰斗、村瀬興  
雄氏が、『ナチス 統治下の民衆生活——その建  
前と現実』（東京大学出版会，1983年）および『ナ  
チズムと大衆社会——民衆生活にみる順応と抵  
抗』（有斐閣，1987年）において、ナチズム体制  
の「全面的な理解」のためには、その「一面」に  
しかすぎない「犯罪や蛮行を徹底的に暴露」す  
ることにとどまるのではなく、民衆生活史に踏  
み込むことの大切さを力説され、ナチス社会が  
「思ったより平凡」であり、労働者層や一般民  
衆が「勝手気まま」で「したたか」であったと  
結論づけられた。従来のナチズム像に「修正」  
を迫るこのような氏の問題提起は、少なからぬ  
研究者に、その積極性とともにある種の「とま  
どい」を感じさせた（筆者もその1人である）。い  
くつかの研究会や書評において氏の見解に対す  
る疑問が提起され、それに対して村瀬氏も丁寧  
に応答されるという事態が展開した。その間に  
ドイツ連邦共和国においては、一方においてナ  
チス時代の社会史・日常史研究が著しく進展し、  
他方において、1986年夏にE・ノルテがナチズ  
ムの犯罪の特異性を相対化・矮少化する発言を  
したのを皮切りに、「歴史家論争」が繰り広げ  
られた。

本書は、こうしたナチズム研究の「進展」が、はたして「第三帝国の全体像」を「一層より鮮明なもの」にすることに寄与したかどうかを問い、「一面では瑣末化への傾き」が強まりつつあることを指摘して、「ナチ体制の根本的構造理解ないし国家総体の理論的把握」という意味における共有財産と呼びうるものを構築するための素材を提供しようとした労作である。その際に本書は、村瀬氏がナチズム体制の「一面」にすぎないとされた「犯罪と蛮行」の諸様相に、改めてまたは初めて実証的に光を当て、それなくしては、ナチズム体制の全体像の構築が不可能であるという立場に立っている。こうした本書は、わが国におけるナチズム研究の諸業績のなかでは、本書と対象を異にしているとはいえず、大きな方向としては、山口定『ナチ・エリート』（中央公論社、1976年）、栗原優『ナチズム体制の成立——ワイマル共和国の崩壊と経済界』（ミネルヴァ書房、1981年）、大野英二『ナチズムと「ユダヤ人問題」』（リプロポート、1988年）の潮流に連なるものといえよう。

## (二)

本書の序章においては、欧米における第三帝国史研究の動向が整理され、第1章以下の個別実証研究の理論的基盤が提起されている。「大雑把な整理では現代史研究者自身も見極めがつかない」といわれるほど「夥しい数の文献」を、3氏が共同研究の成果を踏まえて3つの項目に分けて簡潔に凝縮・整理されている。それをさらに筆者が要約することは、かなりの冒険をおかすことになるが、3氏は今後の研究課題を明快に剔抉する方向でまとめられているので、その趣旨にそいつつ内容を以下に紹介しておこう。

まず最初に芝氏が、「第三帝国の国家秩序・権力構造」に関する研究史を対象としている。氏はその冒頭において、古典的地平に祀りあげられている同時代の「民主主義的社會主義者」、E・フレンケル、F・L・ノイマン、O・キル

ヒハイマーの視点を再吟味する必要を指摘する。それというのも、3者がパースペクティブや分析カテゴリーを異にしながらも、第三帝国の支配諸集団の複合・競合・妥協のシステムを合理非合理の視角から鋭く批判的に分析して、国民に対する支配集団の対応は、無法なテロ支配（フレンケルのいう「措置国家」）であったことに目を向けているからである。この3者を称揚しつつ氏は、第三帝国をナチ党による単独支配国家とする「全体主義的パラダイム」を退ける。しかしそれを批判した「多頭支配」論に対しても以下のように批判を加える。すなわち、第三帝国の多頭支配的性格を分析する際に、「競合するエリート集団の間の権力闘争と権限のアモルフな様相」にのみ目を奪われるのではなく、エリート集団と「フューラーの主権的権力・權威」との関係、および支配された者にとっては支配の影響は少なからず「全体主義的」であったことに着目することが重要である、と。こうして氏は、第三帝国の「巨大な犯罪」が「この国家のあり方そのものに本来淵源する」、という視点から権力構造を分析することの重要性を主張している。

続いて永岑氏は、権力構造を分析する際には、なによりもまず「政治と経済、国家と経済」の関係に着目しなければならない、と説く。氏はこの問題について、「政治的諸目標の絶対的な優位」や「政治に奉仕する経済」を主張する「自由主義的・保守主義的潮流」、および金融資本がファシストの政策の「創始者」であるとする「東ドイツのマルクス主義」を「極端な単純化」として批判する。さらに「同盟理論」に関しては、その諸潮流が第三帝国の歴史像を豊かにしてきたことを評価しつつも、政治的・イデオロギー的な動機や要因の複雑な相互作用の実証的解明に繫縛されて、実態の本質を見失いがちになる危険を指摘する。では何が肝要か。氏は以下のように結論づける。ナチ体制が、ナチ党のいう「革命の勝利」の後に生まれたことを踏まえて、その崩壊に至るまでの全局面を「政

治的な歴史事象と歴史変化の主要な推進要因(誤解を恐れずに概括的にいうならば、諸階級間の闘争と諸国家間の闘争)を抉り」だしつつ、後づけることである、と。

研究史の最後に矢野氏が「労働と社会」について取り上げている。氏は、この分野を、(1)ナチス・ドイツがドイツ社会に与えた「近代化」機能と、(2)国民大衆のナチ体制への「統合」問題に大別して論じているが、ここでは後続五論文との関わりから後者を紹介する。氏はまず、1970年代半ばのT・W・メイスンのテーゼ——第二次世界大戦前夜における労働者階級のナチ体制に対する「拒否的態度」が体制の危機を深化させた——を受けて、80年代には「統合」問題の実証的研究が進展し、その際に、「拒否的態度」があったかなかったか、あったとしてそれが体制に対する抵抗に至らなかったのはなぜかという視点からなされてきたことを指摘する。それに答えるべく二方向、すなわち、テロによる抑圧が国民大衆の「規律化」を促し、社会秩序維持機能を果たしたとする見解と、国民の合意形成にもついで「統合」がなされたとする見解が出されている。後者に関してはさらに、統合要因を、個別社会集団の日常的現実そのものに求めるもの、日常的現実に対するナチスの社会政策に求めるもの、ヒトラー崇拜ないし神話という非日常的世界に求めるものに大別される。このように研究史をまとめた氏は、それらのどれかに氏の見解を重ねることを避けて、ナチスの本質を見極めるためには、「統合」問題に接近する際に、「抑圧による規律化」の側面の分析が必須の準備作業である、と結んでいる。

以上のような研究史の整理を通して、本書の執筆者諸氏の第三帝国史研究の基本的視座が、まことに鮮明に打ち出されている。個人名の三論稿の併置ではあるが、そこに共通しているのは、一言で言えば、今までのあらゆる研究を現代的視点から批判的に摂取して、なによりもまず第三帝国の「巨大な犯罪」に目を据えて、それを遂行した権力の構造と支配の実態を、抑圧

された者の立場に立って分析するということになるであろう。第1—5章は、そうした視点から豊富な第1次史料と膨大な文献を駆使して解明された、第三帝国の5つの局面の具体像である。

### (三)

第1章において芝氏は、ナチ体制の権力構造解明の1つの鍵をなすものであるとの問題意識のもとに、従来未開拓であった国家保安本部の成立過程を分析する。

氏は、ナチスは、1933年2月の国会議事堂放火事件を、法治国家から警察国家への移行の突破口にしたと位置づけ、その直後から一方において、各ラントの政治警察が秘密国家警察＝ゲシュタポとして、内務行政から独立させられていき、他方においてナチ党の秘密情報機関である親衛隊保安部(SD)の責任者ハイドリヒが、各ラントの政治警察・ゲシュタポの“征服”に乗り出したことを、国家保安本部成立前史として重視する。そして36年6月に、親衛隊(SS)全国指導者のヒムラーが、全国の警察の任務を統一するドイツ警察長官に就任し、ハイドリヒが、全国のゲシュタポと刑事警察を統轄する保安警察本部の長官に就任したことをもって、警察とSS、とりわけゲシュタポとSDの統合が成立したとする。その後両者の人員の重合化が一定程度進捗し、内部的には拮抗・競争をはらみながらも、最終的に1939年9月27日、ポーランド打倒直後、保安警察とSDをより統一的指令系統に結合するものとして、ハイドリヒを長とする<sup>ライヒ</sup>国家保安本部が成立した。氏はこれを、保安警察的役割にとどまらない、ジュノサイドのための、「国家からも党からも制約を受けない、総統の執行機関」と位置づける。

第二章において井上氏は、SSとは異なり、「最後まで国家機関と融合することはなかった」ドイツ労働戦線(DAF)を対象とする。DAFは、労働者・職員のみならず、経営者・手工業者・

自営業者をも組織して、公式の任務は、ナチイデオロギーの宣伝を担う大衆組織とされたが、DAF 指導者たちは、社会政策的任務を確保する法的基盤を求めて党・国家にゆさぶりをかけ続けた。井上氏は、そこから生じた DAF の位置をめぐる DAF 指導者ライ・党・国家諸機関の対立の様相を、当時は秘密にされていた DAF 法案をめぐる論議のなかに見ようとする。

氏は体制強化期（1934—38年）においては、DAF を、国家の監督下の「公法団体」にしようとする関係諸官庁と、党の監督下におこうとする総統代理ヘスとライが対立していた、とする。ところが体制全体において「党の国家に対する優位」が確認されるようになる38年以後には、国家諸機関は後景に退き、DAF の組織力・財政力をバックにしたライが、DAF の権力拡大・膨張指向に恐れを抱いたヘスを初めとする党の他のエリートと対立するに至った、と氏は DAF 論議のなかで、第三帝国における党と国家の関係の推移をも見ようとする。最終的に DAF 法案は成立しなかったが、その理由を井上氏は、「DAF 問題が支配の安定のうえて要となる問題であり慎重に対処すべきだと、第三帝国支配層が心得ていたから」と、支配を民衆統轄と関連づけつつ結んでいる。

以上二つのナチ体制の支配・権力構造の分析を受けて、第3章において永岑氏は、支配権力ともっとも密着する社会的勢力としての経済界、なかでも財界・大企業が、第三帝国の政治目標・国家目標に対していかなる関係に立ったかを、フランス占領に際しての諸資本・諸業界、とりわけイ・ゲ・ファルベンを対象として、解明している。

フランス占領当初には、その占領政策をめぐる外務省・4ヵ年計画・経済省の間に対立があったが、数ヵ月後にはナチ体制は、フランスにおける「対独協力」勢力の協力のもとに、占領地域の生産キャパシティおよび原料を、計画的にドイツの軍需生産向上のために活用する態勢を整え、戦争の進行とともにフランス経済

を「一面的・従属的」にドイツ軍需経済へ編入する方向を強化していった、と氏は主張する。その際にイ・ゲ・ファルベンは、化学経済集団や政府からいち早く自社の方針への同意をとりつけて、1941年3月に、フランス企業との新合弁会社設立と51%の資本参加という自社の要求を、フランス政府・企業に認めさせることに成功した、と氏はイ・ゲ・ファルベンの極立った「自主性」を実証的に跡付けている。こうして氏は、大企業の行動が国家の行動に対して「受身」であったという弁護論を退ける。

続く2論文は、以上のようなナチ体制が国民を「統合」するためにとった「抑圧」政策を対象とする。第4章において矢野氏は、外国人労働者（戦時捕虜を含む）が、占領地からもっとも大量にドイツに「自由意志」から、ないし強制的に連行された1942年に着目し、その約60%を占めていたソ連人労働者を中心に、41/42年における「強制労働」に対するナチスの政策とその実態を歴史的に分析することを意図している。

1941年10月末、対ソ戦がドイツに不利に展開するなかで開始されたソ連人労働者のドイツへの動員政策は、42年2月にシュペーアが軍需大臣に、3月にナチ党大管区指導者ザウケルが労働配置総監に就任した時に「転換点」を迎えた、と氏は論じる。その頃には、ソ連人労働者の配置先は、従来の建設業・農業に代って鉦工業に重点がおかれるようになっており、彼らは軍需工業における重要な労働力となっていた。その労働力の安定的確保という、戦争「経済的観点」から、ザウケルは外国人労働者に対する「改善策」を主張した。しかしそれは、あくまでも「労働力の再生産に必要な限り」という限定つきであって、「人種論的・イデオロギー的観点」から彼らの絶滅を意図しつつも、戦争経済への考慮から、彼らを「残忍に」扱うという条件下にドイツへの動員に同意した SS の方針と、部分的に矛盾・対立を含みつつも同時存在していた、と氏は結論づける。こうして氏は、ナチ体制の安定と強化に寄与した抑圧政策のなかで、

ナチ体制の有する合理と非合理の矛盾・対立と統一・共存が凝集された実態を照らし出す。

最後に第5章において木畑氏は、精神病患者や身体障害者を「慈悲殺」の名のもとに極秘裡に抹殺したナチスの「安楽死」政策を取り上げる。それは、第二次大戦の勃発と同時に開始され、民衆の非難をきっかけに対ソ戦開始2ヵ月後の41年8月に「中止」されたとされているが、氏は、その「中止」後にこそ「安楽死」政策の本質的性格が確認されるとして、「中止」後に焦点をあてて分析している。

まず氏は、ナチスの「安楽死」政策の思想的遠因を、19世紀末以来のドイツにおける優生学思想に求め、ナチスは、それを人種主義の観点から拡大・深化させ、健康でない「劣等分子」の存在は民族の血を「劣化」させるのみならず、国家の経済的負担であるとキャンペーンした、とする。ナチスは、「中止」以前は人種優生学にもとづいて該当者を計画的に殺害したのに対して、「中止」後は内務省の統轄下に、各施設の医師が「労働能力」を基準に選別し、不適格者を殺害するようになった。「生存無価値な生命の毀滅」というこうした政策は、43年以後の空襲の激化のもと、労働力として役立つ空襲被害者へのベッド確保の要請の増大とともに、必然的にその殺害対象者を拡大していく。対象者は、労働能力のない、強制収容所の囚人、「反社会的分子」(ジプシー、売春婦、不満分子、常習性飲酒者など)、外国人労働者など際限なく拡がり、選別・殺害にはSS・ゲシュタポ・法務省が深くかかわった、と氏は主張する。このように木畑氏は、「安楽死」政策を通して、ナチスの対外的「絶滅戦争」政策が、国内的には「弱者毀滅」政策を遂行・徹底させるに至った必然性を明らかにする。

#### (四)

以上見てきたように本書は、ナチ体制の支配・権力構造とナチスの民衆に対する抑圧政策の

両面から、第三帝国の重い実態に、理論的・実証的に正面から立ち向かおうとした意欲的な労作であり、わが国では初めての試みである。とりわけ序章の研究史の整理は、紙幅にとらわれずに考察対象を拡げて論じられれば、一書をなすに値する。それは、それ自体としても今後の第三帝国史研究に貴重な示唆を多大に提供するものであるとともに、本書の後続5論稿の理論的立脚点を呈示しており、この書の白眉をなしている。ただ本書全体の構成から言えば、序章において実に鮮かに執筆者5氏の第三帝国史研究の視角が打ち出されたことが、逆説的ではあるがかえって、本章5論稿における個別実態分析を進める際に、各人の対象テーマを、つねにファシズム論ないし第三帝国全体像を念頭におきつつ執拗に論究する、という姿勢を弱めることになった部分があるのではないかと評者には思われる。それというのも、序章および執筆者5氏の諸別稿においては、第三帝国の政治過程、政治的影響は、上(=支配諸グループ)から下(=民衆)へのみ流れるものとしては、けっして把握されていないのであるが、本書本章の第2・3章を除く3篇のもとでは、そのような印象を拭いえないのである。とはいえ、それは付随的なことであり、本書の以下のようなメリットをいささかも減じるものではない。すなわち、本章5篇がおしなべて、支配諸グループおよび彼らの政策の矛盾・対立・競合を丁寧に明らかにしつつも、それらが終極的に、ナチ体制の安定・強化、民衆の抑圧の方向において止揚され、統一されていく様(第2章においては、統一しないことがかえって民衆統轄に有利である様)を実証的に見事に分析・描出しているという点において、序章で提起された視角は、基本的に本文を貫通しているのである。

以下においては、紙幅の関係もあるので、序章と本章のズレから生じていると思われる疑問点に限って、若干コメントを加えたい。

まず第一に序章そのものに関してである。「本書が対象とした領域は限られている」と

「はじめに」において記されているが、序章の「序言」を設けて、ここで取り上げられた研究史整理の対象が、第三帝国史研究史全体において占める位置、逆に言えば、扱われなかった対象について最少限のコメントが欲しかった。執筆諸氏の本書執筆の意図、すなわちファシズム論の構築およびナチ体制の根本的構造理解のための素材提供ということからすれば、評者は、少なくとも矢野氏整理の国民の統合の箇所に、次の2点についてのコメントが付加されてしかるべきであろうと考える。すなわち、ナチ体制期においても、熱烈に自発的にナチズムに同質化した民衆（たとえばヒラー・ユーゲントのリーダー）、および全く逆に徹底的に拒否し、抵抗した層に関してである。なぜなら、これらは、ナチズムの「体制」期における、「運動」面と思想の評価にかかわる重要な問題を含んでいると思われるからである。本文諸章において、政治が「上」から「下」へのみ流れるかの印象を受けるのは、こうした面に対する目配りの淡さも作用しているのではなからうか。

第2点は、永岑氏の研究史整理にある、ナチ体制が、「ナチズムの『革命の勝利』（ゲッベルス）としての体制」であった（30頁）、ということにかかわっている。率直に言って評者は、この重要な論点が、本章においては、ナチ体制が、ヴァイマル体制が内包していたヒューマニズム・民主主義・社会主義の思想・運動に対する「抑圧の体制」であるという側面においては生かされていても、国民の少なからぬ部分が、ナチスに対して、ヴァイマルの現状に代る、ポジティブな「新しい」ものを求めたという側面においては、十分には生かされていないと考える。たとえば木畑論文において、優生学思想（248頁以下）や「安楽死」に加担した医師（258頁など）について、ネガティブに評価されているが、当時の民衆の側に身をおいた時、別の視点からも考察可能ではないだろうか。優生学思想が、ヴァイマル体制の「対立と混乱」に取って代る、「秩序と清潔」のイデオロギーとして民衆に歓

迎・受容される面がなかったか、また医師の側から見て、ナチスに能動的に加担するに至った歴史的・社会的必然性がなかったのであろうか。こうした点にも踏み込んで分析が加えられると、「安楽死」政策を、「ナチズム体制の本質をもっともよくあらわす問題」（275頁）と位置づけられる木畑氏の意図が、内政面においてもより具体的に首肯されることになる。

第3点は、永岑氏の研究史論稿にある、歴史を「諸階級間の闘争と諸国家間の闘争」（26頁）として把握することにかかわっている。この視点に立って書かれた氏の論文「フランス占領」は十分納得しうるものであるが、この論点をさらに説得的なものにするためには、他の占領諸地域に対するナチスの占領政策と、フランスに対するそれとの対比について一言欲しかった。氏にはすでに、それらについてのすぐれた諸論稿があるのだから、なおさらのことこのことが望まれる。

またこの点に関して、矢野氏「外国人労働者」においても、立ち入った論究が望まれる部分がある。氏は、分析の軸の一つとされた「人種論的・イデオロギー的観点」について、これを具体的には「SSに代表された人種政策」（206頁）とされるが、氏の別稿とも併せ考えると、これは、人種政策に絞らずに、ボルシェヴィズムやドイツの婦人に対する、ナチスの考慮・政策をも含めて理解した方がいいのではなからうか。さらに、大管区指導者ザウケルの労働配置総監への任命（215頁）は、井上氏指摘の「開戦後……党は再び一種の運動段階に入る」（116頁）ということと、かかわるのであろうか、こうした面にも論究がなされると、外国人労働者政策と国民統合との関連が、より鮮明になるとと思われる。

第4点は、表題の『1939 ドイツ第三帝国と第二次世界大戦』（傍点筆者）と本章5論稿の関連についてである。本書「はじめに」において、各論文は、「1939年9月の戦争開始問題それ自体を扱ってはいない」（ii頁）と断りがある。そ

こからして、執筆者諸氏が、ドイツ第三帝国と第二次世界大戦について、理論的・実態的に総括として何を結論づけられるかを問う性急さは、避けられねばならないとしても、「1939年」(=第二次世界大戦の開戦期)が、第三帝国史において、支配権力と国民大衆にとって、一つの画期であったとすれば、せめて1939年に関わる論稿においては、その双方を睨んでの当該期の考察が望まれる。たとえば芝氏「国家保安本部」において、その成立時である39年9月に、SS・ゲシュタポは、国民の統合状況、逆方向から言えば、メイスンのいう「拒否的態度」や、微少ではあれ、反体制の抵抗行動、あるいは国外におけるそれをどう認識していたのであろうか。さらにはまた井上氏「DAF」において、すでに述べた開戦後の党の「活性化」は、「上から」であったのか、「下から」であったのか。こうした点についての論究があれば、開戦期におけるナチス体制の、国民への政治的・社会的対応が、独裁体制一般のもつ治安強化の急進化傾向と、

特殊ナチスの傾向の絡み合いのなかで浮き彫りされることになろう。そしてそのことを通じて、表題から受ける本書への期待が、いちだんと満たされることになるであろう。

ところで、本書執筆者5氏には、すでに触れたように、本書の各テーマと関連するすぐれた論稿がいくつもあり、本書は、今後さらに研究を深められていく中間到達点ということになるのであろう。そういう意味では、評者の4点のコメントは、5氏の手になる、本書に続く新たな書物への期待の表明でもある。評者は、5氏の諸論稿に学びつつ、つねにナチズムを念頭においてきたとはいえ、直接的な研究対象を第三帝国期以前に設定してきた。第三帝国については、いわば白紙に等しい。思わぬ誤解や曲解をしているのではないかとおそれる。御寛恕を乞いたいと思う。

田 村 栄 子

(広島文教女子大学非常勤講師)